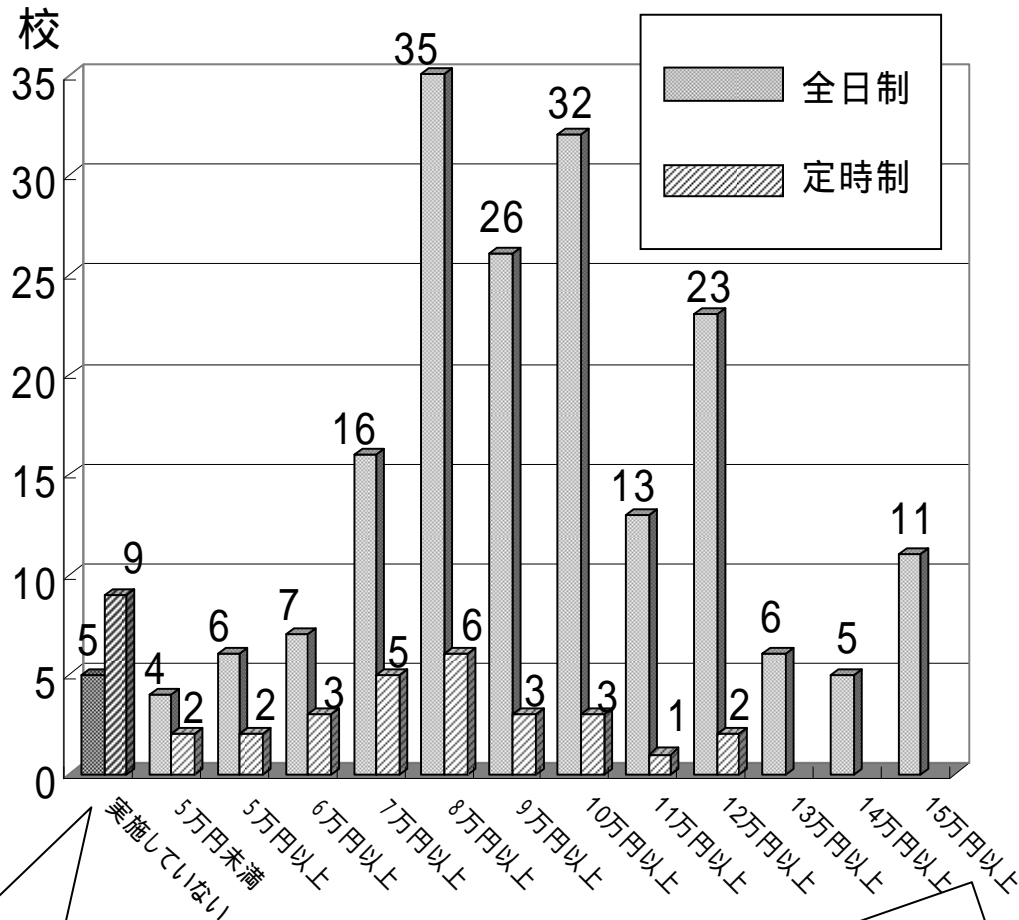


## 5. 修学旅行費

### (1) 修学旅行積立金総額



#### 実施していない理由

実態にあわない(新潟・定) 生徒(家庭)の経済的負担・格差(横浜市・定・総)  
 経済的な問題が大きく、参加を前提とした費用負担を伴う行事は計画できない。  
 (富山・定・普専)  
 積立が不可能な生徒がいる。問題行動も多く、実施がむずかしい(長野・定・専)  
 長年実施されていない(和歌山・定・普)  
 今年度実施していないのは、経済的負担になる生徒が多いため(岡山・定・普)  
 経済的負担(佐賀・定・専)

#### 修学旅行費 15 万円以上の学校

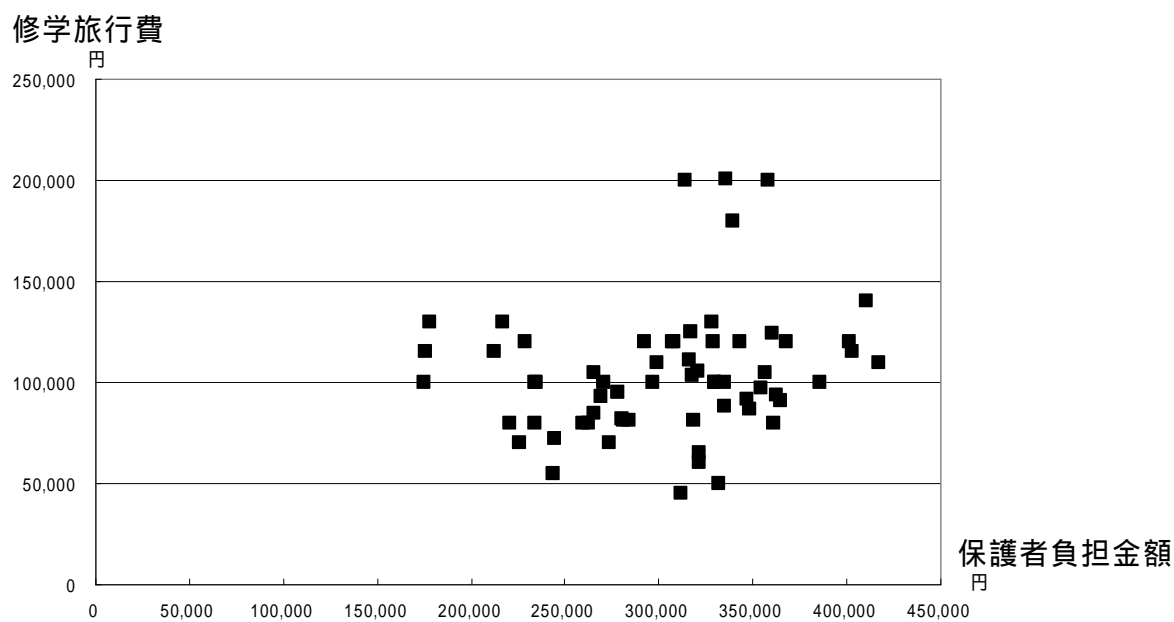
北海道・全・普	東京・横浜(150,000円)
長野・全・普3校、専1校	沖縄(150,000円)
兵庫・全・専	グアム(174,000円)
佐賀・全・専	オーストラリア(179,332円)
北海道・全・専	沖縄(180,000円)
兵庫・全普	グアム(200,000円)
兵庫・全・普・総	オーストラリア(200,000円)
青森・全・普	アメリカ(200,700円)

(全：全日制 定：定時制  
 普：普通科 専：専門学科 総：総合学科)

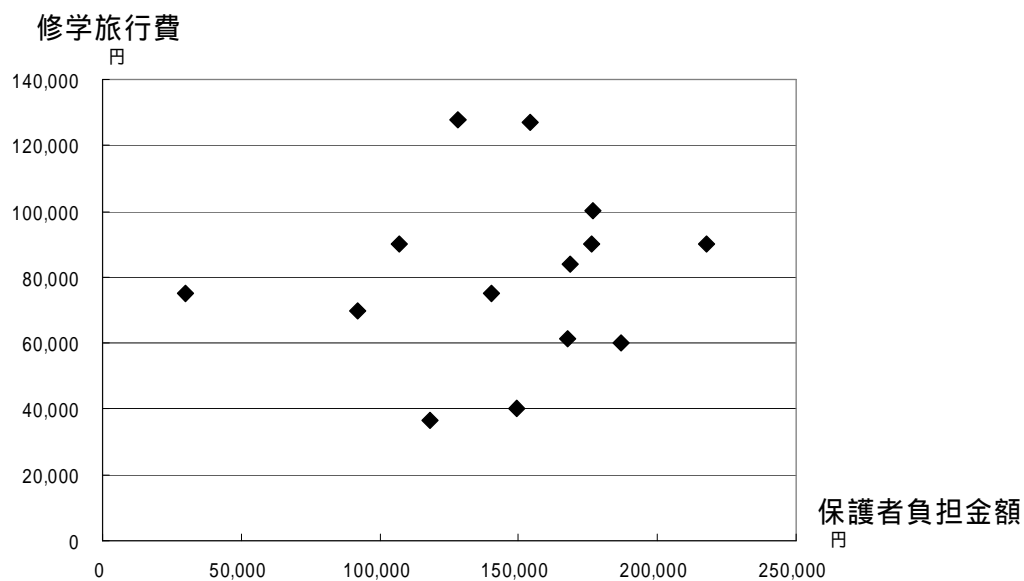
( 2 ) 修学旅行費の平均金額

全日制 184 校平均金額	99,527 円
定時制 27 校平均金額	82,568 円

( 3 ) 修学旅行費と初年度保護者負担額の相関関係 ( 全日制 73 校 )



( 4 ) 修学旅行費と初年度保護者負担額の相関関係 ( 定時制 14 校 )



## 6. 通学費

### (1) 交通機関を使って通学している生徒のうちの最高金額(年額)

通学費	全日制 107 校	定時制 25 校
10 万円未満の生徒がいる学校	30 校	8 校
10 万円以上 "	30 校	15 校
20 万円以上 "	26 校	1 校
30 万円以上 "	16 校	
40 万円以上 "	3 校	1 校
50 万円以上 "	2 校	
調査校での最高金額	1,776,000 円 (青森・普)	434,100 円 (京都府・専)

### (2) 通学費補助の制度

県名	全日制 定時制	制度名	補助金額(月額)	自治体による 給付 or 貸与
北海道	全	通学費補助制度	13,000 円を超える額	給付
	全	銀河線基金より補助。置戸町補助。	20,000 + 12,000 円	給付
	全	国鉄胆振線の廃止に伴う補助	4,800 円	給付
群馬	定	就学奨励金	14,000 円	給付
長野	全	長野県遠距離通学費貸付制度	通学費・下宿費の 70% 上限 26,000 円	貸与
	全	長和村、青木村、上田市が通学補助金を出している	自治体によって異なる	
岐阜	全	岐阜県の奨学金の通学費高額負担者	5,000 円	貸与
京都	全 定	過疎地域等に居住する高等学校生徒通学費補助金	月 22,100 円を超える分の半額を半年に 1 回支給	給与
兵庫	全	市からの補助	8,000 円	給付
和歌山	定	和歌山県立高等学校定時制課程生徒通学費等補助事業	3,500 円	給付
	全	特別地域生徒通学費等補助金	10,800 円	給付
岡山	全	岡山県立高等学校通学費貸付金	18,000 円	貸与
佐賀	定	へき地生徒高等学校通学費補助金	10,070 円	給付
	全	市(交通補助)	14,113 円	給付
長崎	全	公立高校生徒遠距離通学費補助金	4,700 円	給付

## 7. 保護者負担金の軽減

	全日制	定時制
保護者負担の軽減について 校内で検討したことがある	63校	6校
検討したことがない	116校	32校

### (1) 学校納付金の減免について検討された内容

生徒会費減額(北海道・全・専)

PTA会費の減額、進路指導等のための納入金の減額(北海道・全・普専)

PTA会費(団体会計)年額43,200円 38,400円。6ヶ月払いから8ヶ月払いに変更(北海道・全・普)  
兄弟在籍者のPTA会費入会金を1年次、入学時にそれぞれから徴収していたが、1名分を免除することとした。(青森・全・総)

諸費の一部を授業料免除を基に免除する。(青森・全・普)

学年費等、私費の支出内容を精査し減額した。(青森・全・普)

生徒会費と行事費の値下げ(実施した)。修学旅行の日程の縮小(4泊5日 3泊4日)(青森・定・普)

授業料免除者に対してPTA後援会の会費の減(青森・定・専)

生徒数が少ないので、減免すると団体会計はきびしい。値下げすることができないか検討している。

(秋田・全・普)

生徒数減に伴い、生徒会予算が縮小されるが、生徒会費の値上げはしなかった。(富山・全・普)

私費会計の見直しを行い、PTA、後援会会計の統合を図るなど、会費の減額をおこなった。(富山・全・普)

卒業生による卒業記念品の廃止(実施済)(新潟・定・普)

教材(芸術の書道)の費用が高く、学年費を上げることを考えたが、現在の枠内でできるように工夫する(埼玉・定・普)

PTA会費の減額(長野・全・普)

PTA会費の減額 複数生徒が在学している保護者の会費について、2人目を半額(6,000円 3,000円)とする。H18年度以降。(長野・全・普)

学年などで話題にはなっている。今後、今の社会状況も見ながら検討することになるだろうと思われる。免除されない諸経費の部分の滞納などの問題が生じてきている。(長野・全・普)

検討までには至らないが、修学旅行積立や納付金に絡んで、話が少しずつ出てきている(長野・全・普)

修学指導事業での研修旅行の実施。視聴覚行事などは県からの補助のみで対応できるようにしている。(長野・定・専)

PTA契約審査会にて検討(毎年)(岐阜・全・普)

契約審査会を開き、アルバム、遠足、修学旅行、教材等、できるだけ安く購入できるよう競争入札などを実施している。(岐阜・全・普)

私費の区分の再検討(生徒会費、P費の使い道の入れ替え)(愛知・全・普)

各種団体の負担増に対し、他の支出を抑えることで、保護者の負担金増を回避した。(愛知・全・普)

後援会費の減免(実施している)(滋賀・定・普)

毎年保護者負担軽減の立場で、項目内容の精査について該当学年、分掌に事務局より提起されるが、徴収額が少しずつ減っている程度でしかない。(京都府・全・普)

PTA会費、クラブ育成振興会費……、授業料減免者は免除(京都府・全・普)

授業料減免者のPTA会費を半額にしている。(兵庫・全・普)

授業料が減免された場合、学校納付金も減免扱いとする。(和歌山・全・専)

兄弟で在校している場合、育友会費が半額免除(和歌山・全・総)

学校徴収金等検討委員会で定期的に検討している。(岡山・全・普)

PTA会費等の減免措置あり(岡山・全・総)

教育活動助成費・諸会費の免除(家庭の収入状況を勘案の上、検討)(岡山・全・専)

学校整備費、PTA会費、後援会費、教育振興費(岡山・全・専)

授業料減免者及び在校生2名以上の家庭について学校納付金一部減免。(山口・全・専)

授業料減免者については、教育後援会費450円を免除している。(山口・全・普)

校納金(一括徴収金)についての調査ならびに調整(佐賀・全・専)

振興会費、部活動後援会費の全免及び半免(佐賀・全・普)

## (2) 各自購入するものについて検討された内容

卒業アルバム(生徒数減少のため単価が上がる)(北海道・全・専)

各教科などでは、副教材費の負担をできるだけ少なくするよう工夫している。例えば、生徒会費等、値上げしたいが据え置きで、支出軽減をはかり工夫している。(北海道・全・専)

制服の素材、メーカー等見直し、価格を下げた。(青森・全・普)

使用頻度や期間の少ないもの(製図器等)を備品として準備して貸与(青森・定・専)

見積もり合わせによる契約とした。(秋田・全・専)

制服改正で安いものにした(群馬・全・総)

購入物品の見直し(埼玉・全・専)

制服購入費用(埼玉・全・専)

各系列において検討。副教材の見直し。作業着、電卓等。(新潟・全・総)

計算機、製図用具、作業服を安いものに変更した。(横浜市・全・専)

教材(資料集・辞書など)も全員に購入させても払えない生徒がいるため、教科の公費で一学級分まとめて用意し、回しながら使う方法などを一部教科でとっている。(横浜市・定・総)

教材費を少なくする(長野・全・普)

3社以上の見積もりを取り最も安価な物を購入(長野・全・専)

購入単価、業者、必要物品他(長野・全・普)

一括購入できるものはして、金額の軽減をはかる。バス代等は入札する。(長野・全・総)

入学時に4年間で必要な教材費を検討し、一括して集金。残金は卒業時に返還。(長野・定・専)

PTA契約審査会にて検討(毎年)。入札で業者を決める。(岐阜・全・普)

負担が多くならないよう配慮する程度で、具体的な項目について検討したわけではない。(愛知・全・普)

検定等について「過不足ないように」審議するが、あまり減らない。(愛知・全・専)

見積もり合わせをして、安価なものにする(京都・全・普専)

制服業者から値上げしたい旨の意向が示されたが、複数年契約することで我慢してもらっている。(兵庫・全・総)

購入物の削減(兵庫・全・総)

副教材等をたくさん買わせすぎない工夫(神戸市・全・普専)

問題集等の教科教材費について精選をよろしくとの話があった。(岡山・全・普専)

規格変更、価格改定、新規物品についてはそのつど学校徴収金等検討委員会を開催し、審議決定して

いる。(岡山・全・普)

制服等、保護者負担が過大にならないよう検討している。(岡山・全・総)

持っている物で代用できる場合、新規購入させない。無駄な購入をせず、できるだけ安くする。(岡山・全・専)

卒業アルバム、修学旅行等については、見積もりにより検討を委員会では実施している。(山口・全・普)

できるだけ必要最小限、低コストのもの(実習服、製図道具、副教材)を購入するように心がけている。(香川・全・専)

学用品(製図器、ポケコン、実習服等)は競争入札によってできるだけ安価なものに(愛媛・全・専)

体育用ジャージ(上下)と体育館シューズを見積もり合わせにより合計 4,000 円程度安くなった。(佐賀・全・専)

実習服・体操服等の選定(佐賀・全・専)

卒業アルバムの競争入札執行による経費節減他(佐賀・全・普)

各教科より精選し、できるだけ負担が減るように努める。様々の分野での検討。極力個人購入が少なくなるように3年間を見通して購入させる。(佐賀・全・専)

年度末、事務長が中心に次年度の金額について検討し、去年、体育用具などが検討課題になった。(佐賀・全・普)

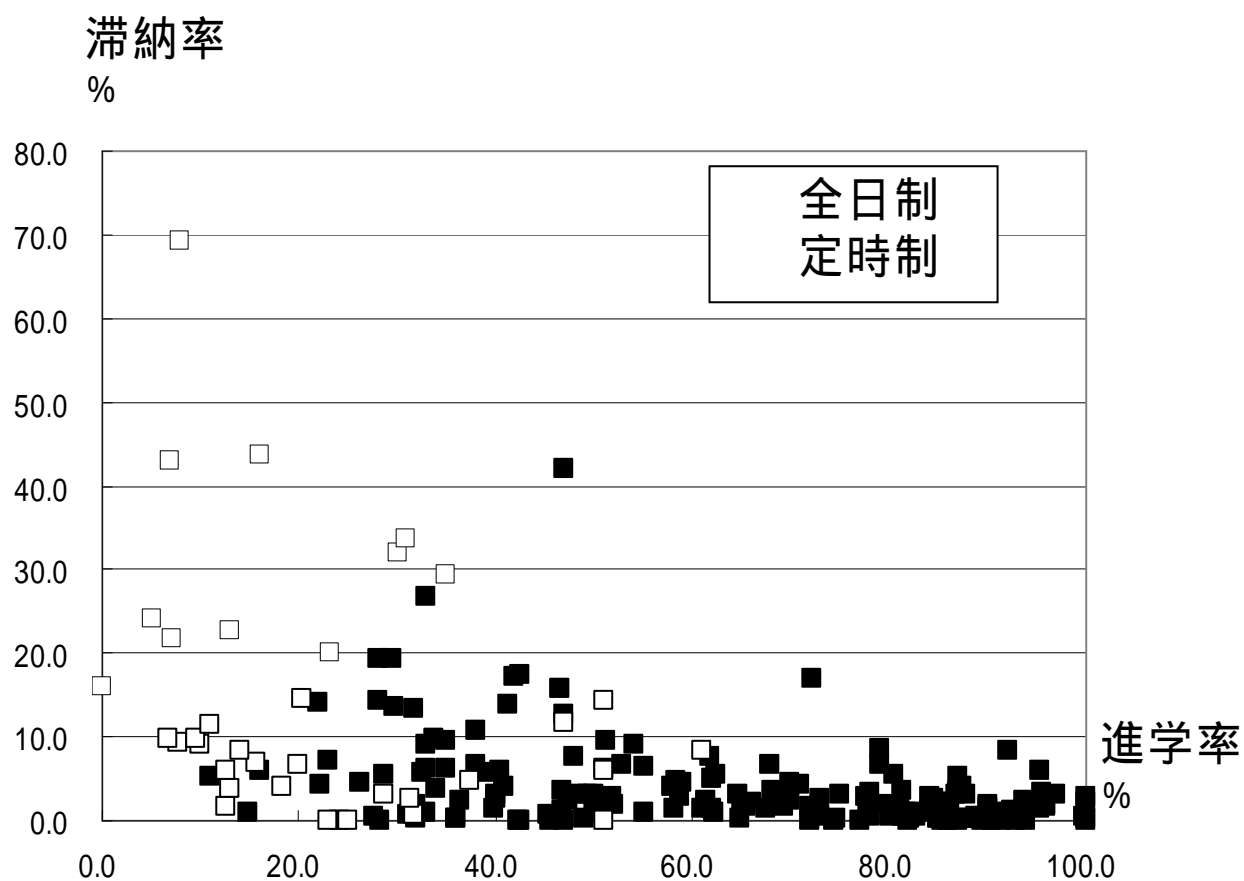
合格者登校日の冊子を公費化(1冊 400 円程度)。教材の見直し(購入は継続するものの、より安いものにするなど)。(長崎・全・専)

## 8. 授業料等の滞納の状況

### (1) 全校生徒数に対する滞納者の割合

滞納者の率	全日制 174 校のうち	定時制 37 校のうち
5%未満	131校	11校
5～10%	29校	10校
10～20%	12校	6校
20～30%	1校	5校
30～40%		2校
40～50%	1校(42%大阪府)	2校
50%以上		1校(69.2% 和歌山)

### (2) 滞納率と進学率の相関関係



### (3) 滞納者の多い学校

	学校所在地	08年度10月期の納期限現在滞納者数
全日制	大阪市	117人(17.5%)
	滋賀	45人(19.4%)
	大阪市	150人(19.5%)
	大阪府	226人(26.7%)
	大阪府	290人(42.0%)
定時制	佐賀	25人(32.1%)
	埼玉	27人(33.8%)
	青森	28人(43.1%)
	大阪府	90人(43.7%)
	和歌山	18人(69.2%)

### (4) 授業料滞納者への督促の強化

ある...全日制 94校 定時制 16校

ない...全日制 70校 定時制 18校

#### 強化された督促の内容

##### 制度による強化

北海道...2008年4月1日から「北海道立学校授業料等未納対策事務取扱要領」が施行され、未納月数によって督促方法等が詳細に規定され、停学・退学処分も可能になった。

富山...「富山県立高等学校授業料徴収事務取扱要綱」制定(2008年10月1日)

埼玉...「授業料等の徴収及び債権管理事務の手引き」が2008年4月15日に改正された。

法的措置をとる場合のマニュアルがつくられた。

埼玉県としては家裁に申立をおこなうことになった。

大阪府...裁判所へ支払い督促の申立

大阪市...市の条例規則の変更により、2008年4月分から滞納により延滞金がかかるようになった。

島根...「授業料未納者に対する取扱要綱」に沿った扱いをしている

和歌山...2007年に未納対策事務取扱要綱が作成された

岡山...「岡山県立高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱」に基づき督促

##### 学校ごとの督促

納入を促す文書、納入計画書を依頼する文書、面談申し入れの文書の発送。

担任と事務長とでの面談

事務担当・クラス担任の家庭訪問

通知や電話による督促

授業料を滞納した場合の措置を保護者に周知

未納対応検討委員会の実施

修学旅行・遠足の参加を認めない

滞納者(3年)の進路については学校推薦しない。滞納者(2年)は見学旅行に参加できない

## (5) 今年度、条例・規則を根拠にした、滞納者に対する処分

ある...全日制 6校 定時制 2校

ない...全日制 148校 定時制 31校

### 処分の内容

処分はないが、卒業生に対する支払申立を2件。面接を多数実施。(北海道・全・専)

延滞金をもらった(1200円くらい)(愛知・全・総)

進級・卒業の延期(愛知・全・普)

督促状、催告書の発行。延滞金の徴収。(兵庫・全・普)

法的措置 民事訴訟法(平成8年法律第109号)第382条に定める支払い督促の手続き。 民事執行法(昭和54年法律第4号)第1条に定める民事執行の手続き(群馬・全・普)

籍はあるが不登校の生徒に対して未納を理由に出席停止・退学処分をおこなった。(大阪府・全・専)

「除籍」内実は退学(進路変更という名で)(横浜市・定・総)

出席停止 退学(行政処分)(大阪府・定・総)

## 9. 授業料減免制度

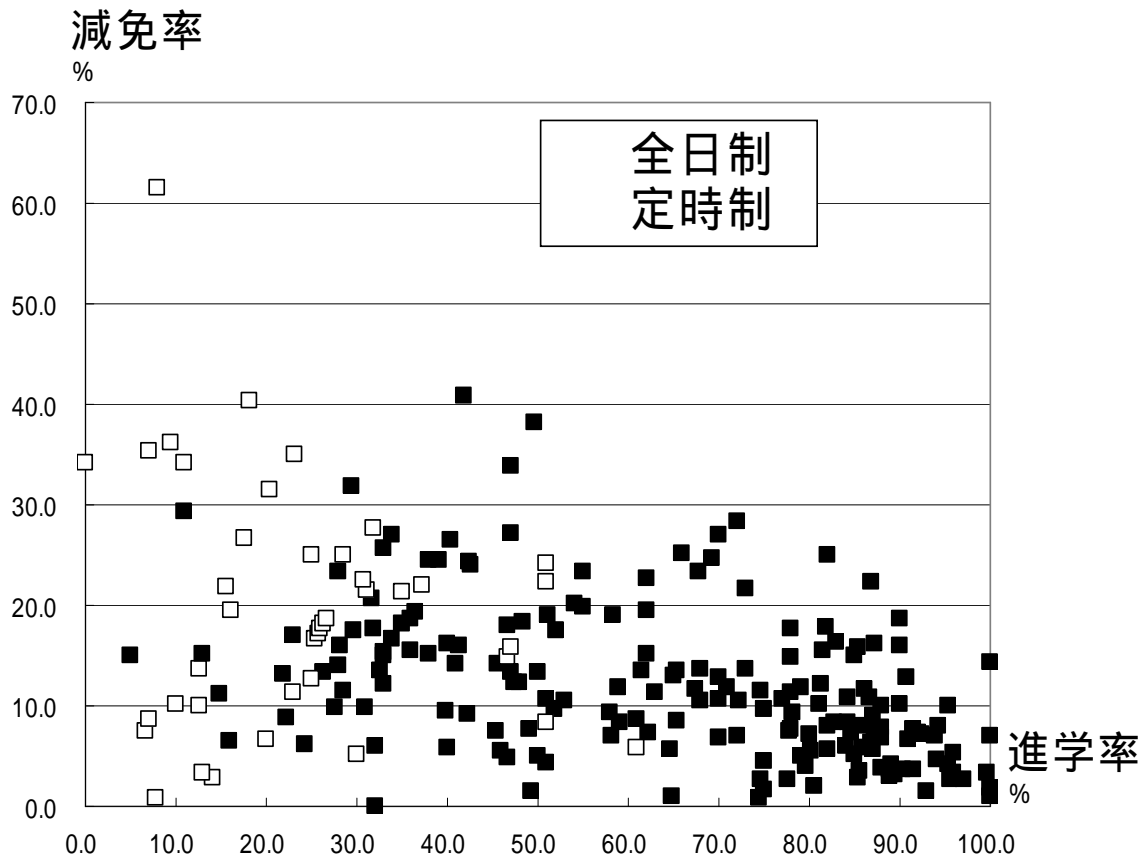
### (1) 全校生徒数に対する授業料減免者数の割合

減免者の率	全日制 183校のうち	定時制 40校のうち
5%未満	30校	3校
5～10%	54校	6校
10～20%	73校	15校
20～30%	22校	7校
30～40%	3校	6校
40～50%	1校(40.8%山口)	1校
50～60%		
60%以上		2校(最も減免率の高い学校 61.5%和歌山)

### (2) 減免者の多い学校

全・定	学校所在地	減免者数	滞納者数
全日制	北海道	17人(29.3%)	3人(5.2%)
	大阪市	245人(31.8%)	150人(19.5%)
	大阪府	234人(33.9%)	290人(42.0%)
	京都市	207人(38.1%)	無回答
	山口	78人(40.8%)	33人(17.3%)
定時制	青森	23人(35.4%)	28人(43.1%)
	青森	26人(36.1%)	7人(9.7%)
	青森	29人(40.3%)	3人(4.2%)
	京都市	32人(60.4%)	無回答
	和歌山	16人(61.5%)	18人(69.2%)

### (3) 減免率と進学率の相関関係



### (4) 減免対象にならなかった事例 (回答のあった学校 118 校)

#### 収入基準超過

(北海道・全・普 3校)(北海道・全・専 2校)(北海道・全・総 2校)(青森・全・普 3校)(青森・全・総)(青森・全・専)(秋田・全)(秋田・全・専)(富山・全・普 5校)(富山・全・専 2校)(富山・全・総)(富山・定・普専)(新潟・全・普専)(新潟・全・普)(新潟・定・普)(長野・全・総)(長野・全・普専 2校)(長野・全・普 2校)(長野・普専)(長野・全・専 2校)(長野・定・専)(岐阜・全・普)(静岡・全・専)(愛知・全・普)(滋賀・全・総)(滋賀・全・専)(滋賀・全・普 2校)(滋賀・定・専)(兵庫・全・普 4校)(兵庫・全・総)(兵庫・全・専)(神戸市・全・普専)(京都府・全・普専)(京都市・全・専)(大阪市・全・専)(大阪府・全・専)(和歌山・全・普)(和歌山・全・総)(和歌山・全・専 2校)(和歌山・定・専)(岡山・全・普 3校)(岡山・全・普専)(岡山・全・専 2校)(岡山・全・総)(山口・全・専 2校)(山口・全・普)(佐賀・全・普)(佐賀・全・普)(佐賀・全・専 3校)(愛媛・全・専)(香川・全・専)(長崎・全・専)...計 77 校

#### 担当者からの具体的な回答

母子 3 人家族給与収入 4149074 円住民税所得割 38100 円、母子 4 人家族給与所得 4338534 円住民税所得割 31900 円、母子 3 人家族給与所得 3415140 円住民税所得割 3500 円 (埼玉・全・普)

生活保護受給。母子 2 人。給与収入 3,080,082 円。住民税所得割 25,800 円 (埼玉・定・普)

保護者の父親が失職したが、母親の市町村民税の所得割額が課税されたため。(埼玉・全・普)

両親とも低収入の家庭で、父は非課税だが、パートの母の収入が 100 万円強のため課税。(埼玉・全・

普)

生活保護基準 1.1 倍をわずかに上回った。(静岡・全・普)

前年所得の増額のため 2 名が対象にならなかった(長野・全・普)

母子家庭でしたが、所得割が出ていたため(岐阜・全・専)

前年度、低所得で減免であったが、生活が少しでも楽になるように、母のパートを増やしたため、所得基準をオーバーした。他府県に住む保護者の父の生活費を捻出しているが、同一生計とみなせないため、所得基準オーバーとなった(京都府・全・普)

所得増加。母子加算適用外になったため。(岡山・全・専)

父が漁師で、今年の不漁と原油高で家計が苦しくなったが、去年の所得はあり、失職したわけではないため否決定。(山口・全・総)

#### 収入基準超過の家族構成の例

母子、父子家庭、課税世帯である世帯(青森・全・普専)

共働きだが、高校生・大学生の兄弟があり、教育費がかさむと申請したが、非該当であった。(青森・全・総)

保護者は非課税だが、同居している親族に一定の収入があり、住民票上は同一世帯になるため非該当になった。(青森・全・普)

世帯収入に前年と大して変わらないのに、兄弟が学生でなくなったため減免が受けられなくなった。(兵庫・全・普)

両親不在で兄弟 3 人で暮らし、兄 2 人が家計を支えている。家族数と収入の割合で減免にはならなかった。(兵庫・全・専)

父母の収入が少なくても、兄弟に収入があると、たとえ家計に入れていなくても、世帯収入で判断するので減免は難しい。(埼玉・全・専)(滋賀・全・総)

祖父母の年金(滋賀・全・専)

祖父母の年金を合算したため基準をオーバー。兄弟が就職(別居)したため収入基準をオーバー。(佐賀・全・専)

これまで半額減対象であった家庭で、母親の収入増や姉の就職に伴う所得増のため、対象外となった。(佐賀・全・専)

障害年金受給による収入増(佐賀・全・普)

#### その他

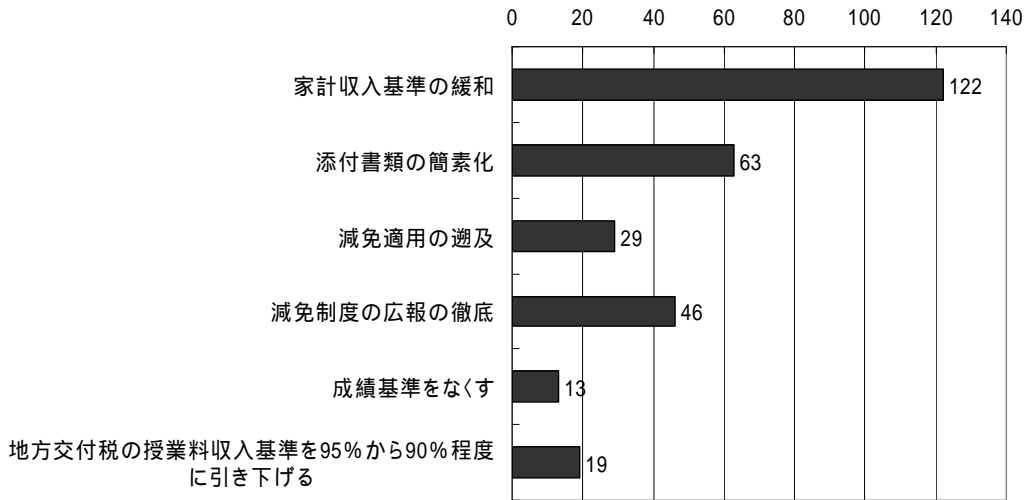
税額不明(兵庫・全・普)

添付書類の不備。所得の申告をしていない。(長野・全・専)(岡山・定・普)

本校では減免申請のあったものはすべて対象となった。ただ、希望しながら書類提出まで至らない者が複数名いる。添付書類上の問題か?(富山・定・普専)

(5) 減免制度改善のために必要なこと(複数回答)

回答のあった学校...177校 校



その他

埼玉県は成績基準がない。とにかく収入基準の緩和が必要。家族構成に照らしてみても、住民税基準の場合は40000円くらいにする必要がある

父母以外の収入を基準に入れない

申請者にわかりやすい基準に。所得控除要件の多様化。

兄・姉・祖父母の収入は生徒の授業料に直接関係しないので、換算率をもっと下げてほしい。(現在、兄姉は80%、祖父母の年金は100%)

派遣社員の場合、月によって収入が違うので、直前の3ヶ月では不利益になることがある。

借入金を考慮できるようにする

年度初めに4~3月まで承認されたものについて、年度途中で確認。取り消すことを止める。

生活保護法による高等学校等就学費の授業料の部分は支給しないで、授業料減免扱いにできないでしょうか。

生活保護者からの授業料徴収の困難さを考えると、前の免除としてた時の方がよい。

生活保護の家庭も、以前のように減免する(H18年度より制度が変わった)

市区町村の就学援助制度との連携

手続きが簡略化されないと事務係が代わりにやらなくてはならない。

制度の中身がわかりにくい(自分がどこに該当するかということ)

相談しやすい雰囲気づくり

学校オリエンテーションでもPRをしているが、制度を知らない人がまだおられるという現状もある。

保護者の意識改革：制度を積極的に利用しようとしなさい。

そもそも減免制度が無くてもいいような労働収入環境のため、政府や企業のとりくみが望まれる。

授業料の削減。全額を公費負担。

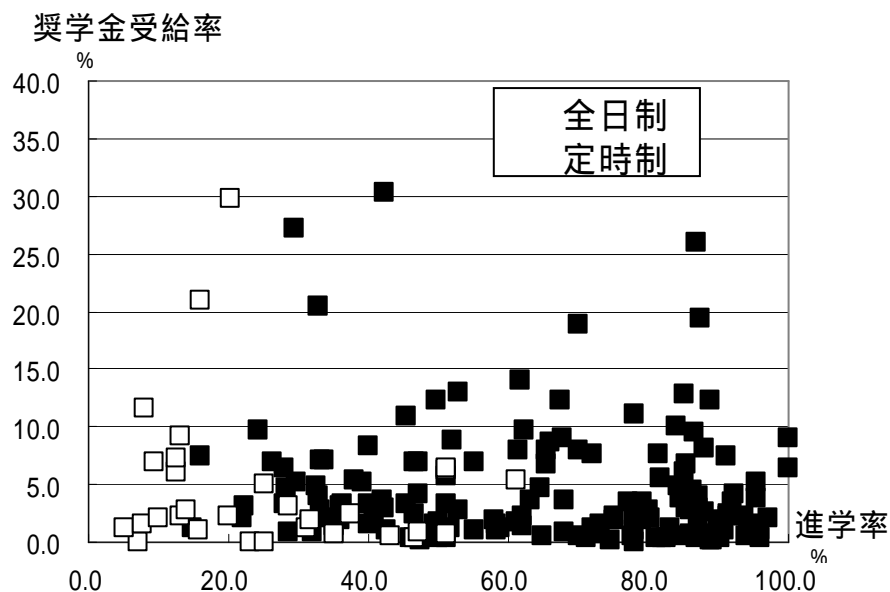
現行の免除制度の改善よりも、高校への進学率を考えると、義務教育と同様に授業料を無償とすべきではないかと考える。

## 10. 奨学金制度について

### (1) 全校生徒数に対する高校奨学金制度の受給者数の割合

奨学金受給者の率	全日制 151 校のうち	定時制 32 校のうち
1.0%未満	3 1 校	8 校
1.0～2.0%	2 6 校	4 校
2.0～3.0%	2 0 校	7 校
3.0～4.0%	1 8 校	1 校
4.0～5.0%	8 校	
5.0～6.0%	6 校	2 校
6.0～7.0%	7 校	4 校
7.0～8.0%	8 校	1 校
8.0～9.0%	7 校	
9.0～10.0%	5 校	1 校
10.0～20.0%	1 1 校	1 校
20.0～30.0%	3 校	2 校
30.0%以上	1 校 (30.4% 長崎)	1 校 (34.0% 佐賀)

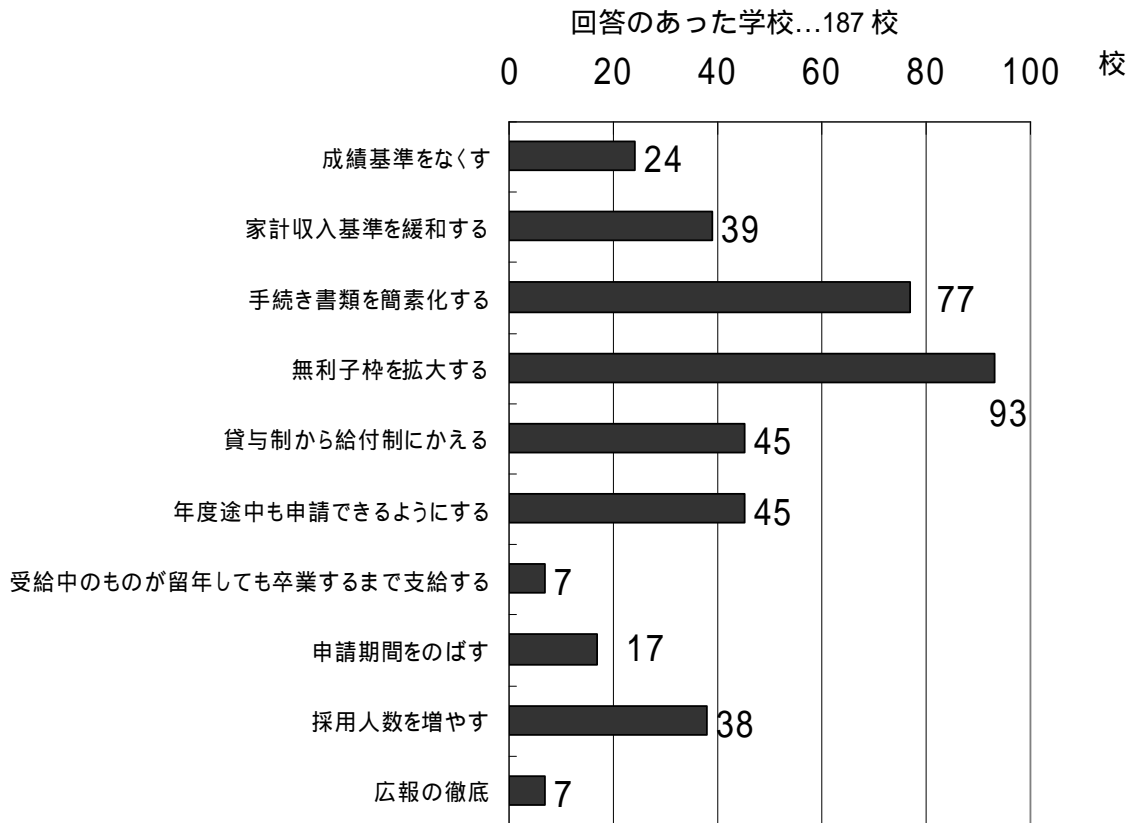
### (2) 奨学金受給率と進学率の相関関係



### (3) 予約奨学金制度

	第一種奨学金（無利子制）	第二種奨学金（有利子制）
全日制 171 校の希望者数	4,556 人	5,172 人
内定者数	1,203 人 (全生徒数に対して 1.2%)	5,395 人 (全生徒数に対して 5.5%)
内定率	26.4%	104.3%
定時制 16 校の希望者数	77 人	78 人
内定者数	34 人 (全生徒数に対して 0.8%)	73 人 (全生徒数に対して 1.7%)
内定率	44.2%	93.6%

(4) 現行奨学金制度について緊急に改善すべきと思われるもの(複数回答)



その他

道の制度は2人の保証人がみつからず、断念した例あり。

奨学金業務はその団体が責任をもって行い、学校の業務は無くしてほしい。(奨学金事務手続きは本人と団体間で行う)

返済期間を伸ばす

保証人を見つけるのが非常に大変。学生支援機構のように保証機関を設けて、保証人なしでも借りられるようにしてはどうか。

第一種(無利子)の採用が年々減少しているのは問題である。有利子の二種が中心では民間と変わらなくなってしまう。

申し込みの時期を1ヶ月くらい遅くできないか。

無利子ならともかく、有利子まで分掌の中で担当係まで設け、教師がやる仕事ではない。過重労働につながる。

印影が少しでも不鮮明だと返却されたり、住所の書き方が書類によって少しずつでも異なると訂正しなければならず、大変でした。

予厳しい審査があってもよいのでは、と思う奨学金もある。

約奨学生の事務が校務を圧迫しているので、是非とも大学でお願いしたい。

卒業後の返還が就職難の時代大変である。いきなり200~300万円の借金を抱えて卒業しても、返済の目途が立たない。貸与制の拡大でなく、給付制を中心にするべきだと思う。

支給開始の時期を早める。申請(年度内に入学金等納入しなければならない)

専修学校専門課程というワクがわかりにくい。

市の奨学金の期限と書類送付(学校への依頼)時期の整合性(間が短すぎる)

必ず生徒には知らせているが、保護者まで伝わっていないことが多い。

県の奨学金では、連帯保証人・保証人になる人の所得条件を満たすことができず、受給を辞退せねばならない生徒が発生している。

## 11. 定時制および通信教育振興奨励費について

### (1) 振興奨励費を受給している生徒

受給している生徒の割合	受給している生徒がいる学校 21 校のうち
5 %未満	1 2 校
5 ~ 1 0 %	5 校
1 0 ~ 2 0 %	2 校
5 0 %以上	2 校 73.6% (青森) 100% (岡山)

### (2) 制度上の問題

手続き書類の中で保証人が確保できず、申請期間に間に合わなかった、という事例が1件あった(青森・専)

受給条件が年度ごとに90日以上勤務する必要があるので、3月末でリセットされ、働いた時期により受給に不公平感がある。(青森・専)

提出書類が多すぎる。この書類が作れるようなら定時制には来ない。(群馬・専)

申請時の6ヶ月以前から勤務していなければならない(新1年生以外) 申請時期を伸ばす(埼玉・普)

受給の条件に「定職に就いている」ことがあるのは、すみやかに改善すべき。(富山・普専)

直接本人に渡されるので、滞納者の場合、補填に充てられない。(岐阜・専)

90日以上の就労条件がネックとなること。(昨年度は「正社員ですか?」と担当者から尋ねられたが、学校の体制(昼間二部)を説明して受給できるようになったこともある)(山梨・普)

県の奨学金の募集に遅れて、秋頃の募集開始となっているので、なかなか申請しにくい。卒業できなかった場合の返金が心配で、なかなか勧めにくいところがある。(1年の時からの)(滋賀・専)

受給条件の緩和。申請書類の簡素化。(京都府・専)

佐賀県の予算から出しているため、県外からの生徒については遠慮してほしい、といった対応だった。いろいろとねばって、今年は県外在住の生徒も受給できたいが、来年度は難しい。(佐賀・専)

一年更新なので手続きが面倒(佐賀・専)

4年間卒業を条件としているため、途中で退学した生徒への返金制度が問題であり、推薦しにくい面もある。(佐賀・専)

### (3) 定時制生徒の教科書給与・夜食費補助について、県の条例・規則の変化

無職の場合はハローワークで求職中の登録をしてくること。(北海道・普)

09年から廃止される見込み(埼玉・普)

2年前から教科書と夜食費が有料になった。夜食は理由はともあれ、一日にこれだけしか食べられない生徒もいるので無料に戻してほしい。(群馬・専)

教科書給与変更なし(本校は昼間二部で給食は実施していない)(山梨・普)

見直しの動きがあることは承知しているが、具体的な変更には至っていない。(長野・専)

90日の勤務 180日の勤務(愛知・専)

特に変化はなく、以前に比べると申請する生徒の数がずいぶん減った。(滋賀・専)

来年度、県がなくすことを検討中です。(和歌山・専)

教科書給与の条件が厳しくなった。(佐賀・専)

## 12. 担当者として感じること

年々、免除制度の申請者が増加しているため、保護者の生活状況が厳しくなっていると感じます。(北海道・全・普)

進路面の厳しさを年々感じており、また保護者の経済状況が深刻になりつつあるので、授業料未納または諸納金未納が増えつつある。(北海道・全・専)

納付に対する意識が高い保護者が多いため、ここ最近、未納者の数は減ってきてはいるが、給与削減、失業等、生活困窮による免除申請者の数は年々増加している。申請書類を見る限り、明らかに苦しい状況と理解しつつも、免除決定の基準となる生活基本額があまりにも低いため、免除不認定とするケースも少なくない。(北海道・全・専)

本校の場合、ほとんどの親御さんは真面目に納入してくださってますし、未納状態にある方でも、皆さん子どもの学費のために一生懸命働いておられる姿を想像させるような方がほとんどです。その一方で、過去に他校では、もともと納入する意思が皆無と思われるようなケースも多々経験してきました。“高校全入”の時代、生徒も親もいろいろになりました。減免制度の拡充が必要(契機に応じた柔軟な基準の検討?)ですが、生徒・親の意識を変えていくような働きかけも小中学校時代から(?)していかなければ、根本的な解決にはならないと思います。(進学目的、高校生の自覚、親の自覚.....難しいですね(北海道・全・普)

特別支援学校のため、就学奨励費により必要経費の多くが還元されるが、保護者の生活の状況は経済的に苦しい家庭が年々増えてきている。(北海道・全・普専)

減免希望者、授業料滞納者は年々増えていると感じる。また生徒の進路も保護者の経済状況を理由に制限されている。生活保護受給世帯の生徒が、保護費減額を避けるため、自宅から出たいと申し出てくる。アパートの家賃等支払えるわけなく、結局“寮”のある職場を探す。しかも車免許も不要の職場。自ずと職種は限られる。就きたい仕事なんて言えない現実がある。(北海道・全・専)

生活保護家庭の授業料納入に関して、制度の変更(道負担による免除から国からの支給)のため、納入を督促するケースが増えている。(北海道・全・普)

北海道では、生活保護受給世帯は生業扶助により授業料相当額が支給されているため免除対象外となっているが、生保世帯の授業料滞納が多く、支払意思が低い傾向にある。他県では生保世帯は授業料全額減免しているところもあるので、生保世帯は免除にできるようにしてほしい。未納者の全般に言えることだが、授業料の納入順位が低く、危機意識が低い。(北海道・全・総)

入学時14名のクラス担任。現在3年生11名。3名の生徒が経済的な家庭の事情で転学(2名定時制)中退(1名)。3名ともに生活保護を受けていた家庭の子。憲法と47教基法からすれば、子どもの学習権の侵害。国の教育政策、教育行政の横暴で、子どもたちは虐待されている。(北海道・全・普専)

景気悪化でお金のやりくりが大変そう。(北海道・定・普)

奨学金担当者として、教員の仕事の範囲を超えているのではないかと感じることも多々ある。例えば、離婚した父親との関係に言及しなければならぬなど.....。また、書類の提出を督促し、保護者に逆ギレされたりと、精神的に非常に負担である。しかし、生活の状況が苦しい家庭が非常に多く、奨学金制度は大変有意義であると感じる一方、本当に必要なのか?と思われるケースもある。(青森・全・総)

生徒を取り巻く経済情勢の悪化を感じます。小中を通し、給食費等の滞納を繰り返したケースも見られる。(青森・定・普)

経済的に困窮している世帯が増えてきていると思う。生徒個人や家庭でのお金の使途の優先順位に疑問を感じる時がある。(青森・定・専)

保護者の家計状況は、依然として全体的に厳しい状態が続いている。きちんと減免申請をし

て、苦しいながらも納入金を必死で納入しようとする保護者がいる一方で、長期滞納者の中には減免申請を拒んだり、連絡がスムーズに取れない等、保護者の意識の違いを感じる。(青森・定・専)

本校は進学校であるため、保護者の意識も高く、授業料については減免制度もあり、問題はないが、進学校ゆえの諸経費が高いのが難点であるように思う。(青森・全・普)

母子(父子)家庭の生徒が多く、生活が困窮している状態が増えている様子。(青森・全・総)

一人親世帯が増え、特に母子家庭では母親が苦しい家計の中で滞納させず授業料を支払っている家庭が多い。しかし一方で、両親揃っていても授業料を何ヵ月も滞納し、こちらからの電話や文書に対し無視する家庭もあり、家庭内での「子どもの学費」の支払順位が下がっていると感じることも多い。(青森・全・普)

授業料等(諸会費)が高い。公立学校なのだから、もっと安くないものか?(秋田・全・専)

2割の家庭がシングルマザーで、3割は生活困窮家庭である。小泉構造改革における弱肉強食の世界が弱者家庭を襲った結果、授業料免除者の推移が平成13年度9件だった数が右肩上がりです。毎年増え続け、20年度では41件に達している。格差と貧困が広がりつつあることが、本校の保護者家庭を見ているとよくわかる。9条の形骸化ばかりか25条(生存権)までが形骸化し、家庭生活そのものが脅かされている。(群馬・全・普)

定時制に通学している生徒は、すべて弱者である。この弱者に、学校で学べる喜びを与えてこそ、私の納税の意味があると思っている。また、定時制授業料は収金にかかる経費を考えれば無償にすべきだ。(群馬・定・専)

保護者が、自分の子どもに対して保護者としての責任能力に欠ける。生活が苦しい故、アルバイトしてもすべて親に管理され、生活費に回って授業料も支払えない。また、親から生活費を要求されている生徒もいる。授業料より他のことが優先されているものもいる。生活が苦しいのなら、きちんと相談してくれれば減免や奨学金の話をしたいのに、電話すら出ない.....。(埼玉・全・普)

滞納者宅に家庭訪問しても、現金の持ち合わせ

がないほど困窮している家庭が多い。(埼玉・定・普)

年々減免者が増えてきている。減免申請の手続きの仕方できない保護者が出てきている。格差社会を実感している。(埼玉・全・専)

授業料減免だけでは根本的な解決になりません。生活保護が適用されるよう制度の緩和が必要です。(埼玉・定・普)

減免の希望の家庭は全定ともに母子家庭が目立ちます。収入基準の緩和が必要です。(埼玉・全・普)

困難をかかえた多様な生徒が増え、湯浅誠氏の指摘する「貧困」が広がっていることを実感する。(山梨・定・普)

入学後の奨学金制度はあるが、合格後直ちに必要となる入学金に対する制度が不備。「国の教育ローン」はあるが、これは保護者が借りる制度のため、保護者に支払能力がないと貸してもらえず、経済的に困っている家庭の子供は入学金が払えず、進学できないこととなってしまふ。本人が借主になるような制度が必要である。(横浜市・定・総)

滞納を続け、年度途中や年度末に退学(除籍)するケースが増加しているように思われる。教育の機会均等を保障する制度の充実が求められる。(横浜市・定・普)

母子家庭、親の病気、失業、借金、兄弟が多いことなどで生活に困窮している場合と、収入があるにもかかわらず、支払の意志が感じられない、支払おうとする概念がない場合がある。(横浜市・全・専)

減免など、申請件数も増えていて不況の影響を感じる。年度途中で経済的困難さが判明しても、減免が遡及しないことや、奨学金が春先に集中していることなど、柔軟に対応できない事情がある。(横浜市・全・普)

減免手続き書類の簡素化ができればよいと思われる。(富山・全・普)

経済的困窮状態から見て、概ね妥当と思える生徒が減免や奨学金の制度を利用している。(富山・定・普専)

定時制に通学する生徒の家庭環境は著しく

悪く、ネグレクトの家庭も複数(現在4)存在する。入学時の誓約書に保証人の欄を復活していただきたい。間に入っていただける方がいなければ、回収不能に近い。(長野・定・専)

授業料を含め、様々な費用を無償にすべきである。(長野・全・普専)

提出書類の遅延、電話不通、電話は通じても仕事のため帰宅の遅い両親、外国籍で言葉が不自由なため等々、不安定な雇用、低賃金が増大しているように感ずる。(長野・全・普専)

別居か離婚かなど、家庭内がはっきりわからない例もあり、むずかしい。(長野・全・普)

ここ2~3ヶ月、授業料口座振替不能者(残高不足のため)が増えていると感じる。(長野・全・普専)

昨年度は滞納者が1人もいなくてよかった。今年度は現在3ヶ月滞納者が1名いるが、年末に納入するとのこと。(長野・全・専)

母子家庭の増加、滞納者の増加、支援策の検討が必要。(長野・全・専)

奨学金について：全体として希望人数が多い。大学予約奨学金への問い合わせとして、「とりあえず入学金が払えないがどうしたらよいか？」という相談が複数の保護者から寄せられた。授業料の担当者として：家庭状況の把握、滞納家庭との折衝は事務室だけでは限界があるので、先生方にも積極的に協力してもらいたい。(長野・全・普)

保護者の意識変化等により、年々徴収事務が難しくなっている。(長野・全・普)

学校全体(事務室、担任等)で滞納者を減らす対応が重要。(長野・全・専)

学生支援機構の枠がきびしい。(長野・全・普)

コンピューター入力などは学校側で行うとしても、個人の所得・収入に関する資料などは、学校を通さず、機関と個人の間でおこなってほしい。(長野・全・普)

授業料減免の生徒が多く、滞納者もいる上に、学校徴収金の滞納者も多く、生活状況の厳しい家庭が多いと感じる。(長野・定・専)

社会情勢も考慮しながら、保護者への負担を考えていく必要がある。(長野・全・専)

学校納付金はギリギリの金額に抑えて集金しているつもりです。県費が不足している点が、各費用負担を大きくしている原因と考えます。(長野・全・普)

家庭の経済状況が教育(成績)に影響しているという社会情勢は否めません。奨学金制度についても、ある程度の再考の余地は十分あると思います。また、授業料は何とか払っても、学年費や修学旅行積立の滞納者が少なくないというのが実態です。(長野・全・専)

奨学金を申請したくとも、連帯保証人がいない。生活は苦しいが、一応両親が健在であるため受けられない。(両親が浪費家)(岐阜・全・普)

保護者の生活状況が一段と悪化してきている。(岐阜・定・普)

書類提出から結果が出るまでもっと短くなると良い。父子家庭や祖父母が年金で孫の養育をしている家族への配慮があると良い。(岐阜・全・専)

外国籍生徒の労働条件の厳しさ(岐阜・定・普)

教育費を無償化し、誰もが教育を受けられることは国の発展に極めて重要なことであると感じる。奨学金といっても、日本のは返済しなくてはならないので、教育ローンと呼ぶべきである。その制度が不要な政策が望まれる。(岐阜・全・普)

滞納者の家庭は収入が少なく、生活が苦しい家庭です。(岐阜・全・専)

減免基準である「生活保護基準の1.1倍」というのはきびしいと思う。減免に必要な家庭の所得確認の範囲は世帯全員ではなく、保護者や実際の援助者のみで良いと思う。(静岡・全・普)

愛知県奨学金は、今年度希望者が10倍以上増えたそうです。100件 1000件。希望者の所得証明額は0という数字も有り。どうやって生活しているのかわからない状態が見受けられます。(愛知・全・専)

母子家庭の増加、リストラ。(愛知・全・総)

母子家庭での収入額の条件を。(愛知・全・普)

1ヶ月の授業料がほぼ1万円。公立ですらと思うと、経済力が教育力とを感じる。授業料免除でも1年生で25万円以上の経費。アルバイトでまかなえる額ではない。その一方で、減免制度を利用せず、滞納し、連絡の取れない保護者がいる。誰がその子供に対する責任をとるのか？保護者が、行政か？（愛知・全・専）

授業料減免されると、学校徴収金や積立金も無料だと勘違いをされる方もいた。（愛知・全・総）

とにかく年々厳しい家庭状況の方が増えているなどは思う。滞納者については、進級がかかわってくるため、年度末判定会議までに入金されることが多い。（滋賀・定・専）

母子・父子家庭や家庭環境の問題が多い家庭が目立つ。また不景気による家計悪化も関係していると思います。一部には学費の優先順位が間違っている家庭もある。（滋賀・全・専）

本当に必要な生徒がもらうことができているのか？生徒の奨学生としての意識が弱い（親に言われて、成績不振など）。滞納者の固定化。不況の影響はこれから。来年が心配。（滋賀・全・専）

払えるのに払わないのが実態では。制度的に厳しくする必要があります。出席停止も視野に入れて（好ましくないが...）。（滋賀・全・総）

生徒の家庭状況は日々厳しくなっていることを実感しています。未納（授業のみでなく諸費も）者数も減ることなく、家庭への連絡の不通でストレスがたまっていく一方です。（京都府・全・普）

急激な経済状況に対応した奨学金や授業料減免制度がないため、大変厳しい生徒がいる。また、過疎地域のため、公共交通機関が少なく、毎年便数が減らされ、一便逃すと登校できない状況である。交通機関の確保が大きな課題で、バス便がなくなると実質的に閉校とならざるをえない状況である。（京都府・定・専）

保護者が学校やわが子の教育に関心が無く、授業料を滞納している意識がない。納入が困難ならいくらでも相談に乗ることが可能なのに、学校からの声かけに一切応じようとせず、減免の措置もできない事例が時々ある。行政職員だけの対応では解決できない場合が多く、担任や管理職（校長）の協力が必要。授業料の督促では、行政職員は受

益者負担の原則と教育的配慮の狭間で苦しい対応を迫られている。（京都府・全・普）

授業料無償化が一番だとは思うが、学校全体で安易にお金を集めすぎである。教職員が世の中の状況を把握していない。厳しさがわかっていない。教職員の側も意識を変える必要がある。（京都府・全・普専）

生徒総数543人中207人が授業料免除を受けている。38.1%で3人に1人以上である。奨学金受給者も12.5%である。生活状況がきびしい家庭の生徒が多いことがわかる。（京都市・全・専）

社会状況がどんどん悪くなり、生活状況の悪化が生徒の学校生活に大きな影響を与えています。公的支援の充実の必要を強く感じます。（大阪府・全・普）

普通科高校に比べて、親の収入が少ない生徒が入学してきている。実業高校であるので実習費等、普通科にはない負担がある。（大阪府・全・専）

身近にリストラの話が聞かされ、返済に対する不安等を垣間見る。（大阪市・全・専）

生徒の親の大変さを感じる。生徒も感じている。（兵庫・全・普）

1種の枠が狭すぎる。成績が極上位でないと採用されない。生活保護世帯での減免制度の適用がなくなったが、未納になった家庭が出てきた。国の教育ローンに収入の下限枠が設定されそうな様子。金のない生徒は進学できない時代になる。（兵庫・全・普）

本校は納付率が高く、保護者の意識も非常に高い。事務担当者としては「ありがたい」学校です。しかし、減免申請等を見ていると、失業、母子家庭等、意識が高くてどうにもならないような困窮したケースが増えてきている気がします。（兵庫・全・普）

制度は知っているが、対象とならないと思いついていたり、減免と奨学金の区別がついていなかったりする。返事・回答はすぐに返ってくるが、納付につながらない。（兵庫・全・専）

生活の窮乏化が進んでいる。（兵庫・全・専）  
問題のある保護者もいますが、ごく一部1～

2人です。(兵庫・全・普総)

特別支援学校で寄宿舎生活のため、金銭的な問題は把握しにくいです。しかし、一学年(20名前後)に2~3人に要保護家庭です。就学奨励費があるおかげで、旅行も全員参加できています。(兵庫・全・普専)

不足・不備書類のため、再三保護者に連絡をとるが、時間の経過とともに誤解が生じ、トラブルになることがある。そのために余分な仕事が増える。(神戸市・定・専)

安易な理由で申請される方の一方で、本当に必要なのではないかと思われる方の申請がないように感じる。(和歌山・定・専)

母子家庭が半数以上。収入も少ない家庭が生活保護を受けていない。申請主義であるからなのか不思議である。(和歌山・全・専)

減免や奨学金を希望する生徒・保護者が年々増えています。家計が苦しいプラス「もらえたら得だ」という発想があるように感じます。(和歌山・全・専)

いろんな面で大変で複雑である。(和歌山・全・総)

授業料担当者として、減免の仕事や滞納者の対応を通じて感じることは、減免対象とならなかった者が滞納者となったり、滞納者の中に減免対象となる者がいる場合が多いように感じます。また、背景となる生徒や保護者の生活の状況などについては、主に母子家庭の家庭が多いように感じます。(岡山・全・普)

不況(数年前からの)が確実に生徒の家庭に影響していることを感じます。奨学金等の貸与のみで進学ができるシステムを、つくづく願います。(岡山・全・普)

経済情勢の変化もあり、家計の苦しい世帯が増えている。(岡山・全専)

奨学金の手続きについては、かなりプライバシーに深く関わるため神経を使う。滞納者については、たしかに経済的に大変な家庭が多いが、生徒の持ち物等から考えても、親・本人の価値観の相違によってお金の使い道が違うような気がする。

(岡山・全・専)

母子家庭が近年増えており、学校に通う生徒も、働いて給料を家庭に入れなければやりくりできない現状が増えている。本校のような夜間定時制の生徒にとって、修学旅行の費用(約8万円)は高すぎる。(旅行代理店と話をしても平均8万円が多いように感じる)(岡山・定・普)

工業高校では、入学時に普通高校に比べ、製図道具、実習服等まで余分にお金がかかります。また、経済的に余裕のない家庭も多くなってきており、このままでは滞納者は増える一方です。(香川・全・専)

滞納した場合に、保護者が期限を守る意識の低さを感じられ、回収が難しい。減免制度をもっと多くの生徒が利用すると良いのではないかと感じることもある。(香川・全・普)

親が失業していたり、病気やケガで働けず低収入になっている家庭が多い。その反面子どもには携帯電話を持たせるなど矛盾を感じる(愛媛・全・専)

滞納者への督促した時の言い訳に、「仕事がない」「現金収入の途がない」との声がある。(佐賀・定・専)

就学奨励費は所得に応じて給与されるが、段階が3段階で100%支給、50%支給、支給ゼロとなっているので、もう少し区分を細かく設けられてもよいのでは?と思うこともある。(佐賀・全・普)

月末に納金できない(しない)人が50名程度。2~3ヶ月未納の人は12~13人程度。(佐賀・全・専)

申請さえすれば減免になるのにしない上に、授業料は納めない保護者が正直なところ一番困っている。また、授業料を免除してもそれ以外の経費が多く、家計が苦しい家庭は高校進学は難しくなってくる。(長崎・全・専)

経済的に困難であっても、納入に対する理解と協力が感じられる。減免・奨学金を考慮し、早期に解決を図っていくことが必要。(長崎・全・普)



7.(1)授業料減免制度について

		2008年度(10月末時点)	減免対象にならなかった事例
授業料減免	全額	人	
	半額	人	

(2)減免制度改善のために必要なこと(複数回答可)

ア.家計収入基準の緩和 イ.添付書類の簡素化 ウ.減免適用の遡及 エ.減免制度の広報の徹底  
 オ.成績基準をなくす カ.地方交付税の授業料収入基準を95%から90%程度に引き下げる

その他 [ ]

8.奨学金制度について

(1)奨学金受給者数

	2008年度希望者数	受給者数
奨学金	人	人
予約奨学金制度	2008年度希望者数	内定者数
第一種奨学金(無利子制)	人	人
第二種奨学金(有利子制)	人	人

(2)現行奨学金制度について緊急に改善すべきと思われるもの(複数回答可)

ア.成績基準をなくす イ.家計収入基準を緩和する ウ.手続き書類を簡素化する  
 エ.無利子枠を拡大する オ.貸与制から給付制にかえる カ.年度途中も申請できるようにする

キ.受給中の者が留年しても停止せず、卒業するまで支給する ク.申請期間をのばす

ケ.採用人数を増やす コ.広報の徹底

その他 [ ]

9.定時制および通信教育振興奨励費について(定時制のみ回答してください)

(1)振興奨励費を受給している生徒数 [ ]人

(2)振興奨励費の制度上の問題点

[ ]

(3)定時制生徒の教科書給与・夜食費補助について、県の条例・規則の変化がある場合はお書きください。

[ ]

10.担当者として感じること

授業料等の担当者として、減免・奨学金の仕事や滞納者の対応を通じて感じること、背景となる生徒や保護者の生活の状況などについて感じることなど、自由にお書きください。

[ ]